「大唐中興頌」の解釈をめぐって

加藤

敏

はじめに

頌、 の意図を読み取る解釈がなされている。また、この作品は 目し、これを春秋の筆法であるとして、粛宗に対する批判 業を歌頌す)」とあり、 い。この頌については、例えば、その序において粛宗を称 作であり、顔真卿の揮毫による浯渓「摩崖碑」として名高 によって失われた国都の回復と国家体制の中興を称美した られてはいないとも読まれている。 えて「盛徳大業」と言いながら、一方では「歌頌大業 すなわち盛徳を称えるものであり、 (七一九~七七二)の「大唐中興頌」 「盛徳」の語を欠いていることに注 諷諭の意図がこめ は、 安史の乱 天

この頌が両京の回復をことほぎ、それを成し得た粛宗の盛両京が回復された至徳二載(七五七)から四年後にあたる。「大唐中興頌」が制作された上元二年(七六一)八月は、

理由の検討が必要とされるであろう。としても、両京回復直後ではなく、この時期に制作された徳と大業を称えることのみを意図して書かれたものである

千万年。 斉し。磨くべく鐫るべく、此の頌を刊めば、 であろうか。 うな意図によって加えられ、そして浯渓の地に刻されたの て付加されたものであると推測されるが、はたしてどのよ 崖に刻まれることとなる。この九句はおそらくそれに際し は、大暦六年(七七一)六月、元結が居を定めた浯渓の摩 現されており、表出の位相を異にしている。「大唐中興頌 みならんや。)」は、明らかに頌文を対象化する視点から表 文に在らざらんや。湘江東西し、中浯渓に直り、石崖天と 江東西、 また、 (能く大君をして、声容沄沄たらしむるは、 頌の末九句「能令大君、声容沄沄、不在斯文。 中直浯溪、 石崖天斉。 可磨可鐫、 何ぞ千万年の 刊此頌焉、 斯の 何 湘

のである。

若今歌頌大業、 皇還京師。 太子即位於靈武。 頌に日はく、 に老けたるに非ずんば、 今大業を歌頌し、 前代の帝王盛徳大業有る者は、 翔に移す。其の年両京を復し、 天子蜀に幸し、 (天宝十四年、安禄山洛陽を陥れ、明年、 天宝十四年、安禄山陥洛陽、明年、陥長安。天子幸蜀 於戱、 刻之金石、 太子霊武に即位す。 明年、 前代帝王有盛徳大業者、必見于歌頌。 之を金石に刻するがごときは、文学 皇帝移軍鳳翔。 其れ誰か宜しく為すべけんや。 非老於文学、其誰宜為。頌曰、 必ず歌頌に見はさる。 上皇京師に還る。 明年、 其年復而京、上 長安を陥る。 皇帝軍を鳳

> 凶徒逆傷 地闢天開 事有至難 我師其東 独立一呼 噫嘻前朝 復復指期 天将昌唐 大駕南巡 辺将騁兵 蠲除 毒乱 摩臣 緊睨 涵濡天休 千磨万旗 宗廟再安 曾不逾時 儲皇撫戎 百僚竄身 一姦驕 秋災 我皇 国経 **蕩**攘 死生堪羞 瑞慶大来 二聖重歓 有国無之 戏卒前駈 匹馬北方 奉賊称臣 群生失寧 為督為妖 羣兇

可磨 湘江東西 能令大君 大駕南巡し 辺将兵を騁せ 噫嘻前朝 口 鐫 上元二年秋八月撰 刊此頌焉 中直浯溪 声容沄沄 孽臣姦驕し 百僚身を竄し 国経を毒乱し 何千万年 石崖天吝 不在斯文 **惛を為し妖を為す** 大曆六年夏六月 賊を奉じて臣と称す 群生寧きを失す

北方よりす 天将に唐を昌んにせんとす 緊れ睨なる我が皇

(39)

盛徳之興功労位尊

山高日昇

万福是鷹

忠烈名存

沢流子孫

我が師其れ東し 独立して一たび呼べば 復た復すること期を指し 儲皇戎を撫し 千麾万旗 曾て時を逾えず **奉兇を**蕩 戎卒前に駈 国有りて <

地闢け天開けて 事に至難有るに **秋災を蠲除し** 宗廟再び安んじ 二聖重ねて歓ぶ 瑞慶大いに来る

より之無し

盛徳の興ること X 功労は位尊く 徒逆傷 天休に涵濡し 忠烈は名存し 山高く日の昇るがごとく 死生羞づるに堪へたり 沢は子孫に流はる 万福是れ

能く大君をして 声容沄沄たらしむるは 斯の文に在

磨くべく鐫るべく 江東西し 中 語渓に直り 此の頌を刊めば 石崖は天と斉し 何ぞ千万年の 4

内 平の御代とするのではなく、 官の状況を端的に述べる。 一段は、 容からは 言四十五 ならんや 九 安史の乱前の状況と乱の発生、 句をまとまりとする五段構成をとっている。 何、 毎句押韻、 元結は、 三句ごとに換韻する頌であり、 李林甫等「孽臣」 安史の乱前の 玄宗の蒙塵と百 が国権を弄 時期を太

び

道理にはずれたことを行い、

様々な災いをもたらして

を以て春秋の筆法であるとすることについては、「文字の

段は、 を称える九句が配されていることにも注目される。 段までの記述で十分であるとも判断されるが、適正な賞罰 称える。頌が粛宗の盛徳と大業を称えるのであれば、 とを言い、続いて第四段では賞罰が厳正に行われたことを 弄ぶ者たちの存在を見ていることに注目される。 いた時代として捉えているのである。大乱の背後に国権を 粛宗が人々を糾合して瞬くうちに両京を回復したこ 第二、三

るが、「能令大君 には、 李建崑氏は、 頌を浯渓に刻むこととその意図が述べられる。 第五段を「湘江東西」以降の六句としてい 声容沄沄 不在斯文」の三句は、 明ら

り末九句を第五段としたほうがよいであろう。 っており、表出の相を異にしていることからしても、

තු වු とあり、 なく、唐王朝の中興を称えたものであるとするのである。 らしい大義名分論の上に立った考え方」であるとして退け たらないとし、粛宗に対する批判を読み取る解釈を また、 前野直彬氏は、 氏はこの頃を、 星川清孝氏も同じ立場に立つ。序に「盛徳大業」 続いて「大業」と言い、「盛徳」 この頃には粛宗を批判することばは見 特に粛宗批判を意図した諷諭の作では 0) 語を欠くこと 一宋人

かにそれ以前の頌文を「斯文」として対象化する視点に立

ことを頌しているのであるから、この文が譏を含んでい 末にとらわれ Ш 0) 高 た見方である。 く日の昇るがごとし。」とあって、盛徳 まして頌文中に 『盛徳の ある 興る る

とはいえないのである。」と述べる。 が粛宗の大業と盛徳を称えていることは否定できない。 合し両京を回復することが可能となったのであり、この して読むことができる。 この頌 而氏 の指摘するごとく、 から 両京回復後四年を経て制作されたことについて、 粛宗に盛徳があればこそ人々を糾 この頃は中 興を称美するものと 頌

歌統 中 やや好転 戰 興の愛国精神 局好轉, 期待中興的愛國精神,…」と、 對唐朝的 唐王 ^ の期待を表現したものとして解釈してい 朝の再興に比較的楽観的な希望を抱き、 振興仍寄予比較樂觀的希望。 安史の乱の戦局が 體 現謳

顧

福生氏

は

雖然安史之亂尚未完全平息,

但因賊勢已挫,

結則用

《春秋》

書法作了更深沈的

浅 護 貶。

F

的

元 實

様要譴 抗 議

る

征税。 12 推之北、 ば 荒草なり、 勝 上元二年、 同年の へず。)」とあり、 (天下兵興りて、 千里荒草 関より已東、 「左黄州表」には、「天下兵興、 元結は荊南の兵を領 自関已東、 時 今に七 勢が好転 海浜の南は、 年なり。 海浜之南、 して九江に 中興を称美するよう 屯兵百万あり、 泂 淮 屯兵百万、 今七年矣。 の北は、 あった。 千里 不勝 例え 征税 河

> H 他に求めねばならないだろう。 輿 頒 が上元二年(七六一) に制作された理由はやは

楊承祖氏は、

宋代以降の指摘をふまえ、

「盛

徳大業」の

な状況であると見ていなかったことは

確

カコ

(

ある。

「大唐

て いる。 5 読 表現を春秋の筆法として、 一み、さらに両京回復四年 氏は、 上元元年 (七六〇) この頃を粛宗批判の作であると 後に書かれたことの意味を問う 秋七月、 上皇を西内に

肅宗的不孝。魯公以上表請安的方式表達嚴 他雖然不反對太子卽位靈 武 却會與 (顔眞卿

移したことに着目

Ł 0 1, た星川 が書かれたのは、この事件からさらに一年後であった。 年を経て制作されたことに一つの解釈を与えてい のことを以て後に顔真卿が 不孝を顔真卿と同様に譏刺したとするのである。 の根拠とする。その論は カシ ったものではなく、 粛宗の即位ではなく、上皇を西台に移したというその 疑問の残るところである。 氏の指摘するように、 他のより直截な表出を用いなかった 「大唐中興頌」 「大唐中興頌」 なぜその批判が魯史の筆法と が を揮毫したこと 両京回復以後四 氏は、こ るが、 ま 頌

上皇の西内移居は、上元元年七月のことであった。 この

事件について、『旧唐書』本紀第九玄宗下には 乾元三年七月丁未、移幸西内之甘露殿。時閹 宦李輔 国

不自懌。 離間粛宗。 故移居西内。 高力士、 陳玄礼等遷謫、 上皇瘦

す。 に閹宦李輔国粛宗を離間せんとす。 、乾元三年七月丁未、 高力士、 陳玄礼等遷謫せられ、 移りて西内の甘露殿に幸す。 上皇寖く自ら懌ば 故に居を西内に移 時

語

とあり、 本紀第十粛宗には

巫州、 玄礼致仕。 Ţ 内侍王承恩流播州 上皇自興慶宮移居西内。 魏悦流溱州 丙辰、 開府高力士配流 左竜武大将軍 陳

高力士巫州に配流せられ、 (丁未、上皇興慶宮より居を西内に居す。 内侍王承恩播州に流され、 丙辰、 開府

る。

には、 とある。 魏悦溱州に流され、 また、 この事件の背後にいたとされる李輔国 左竜武大将軍陳玄礼致仕す。) の伝

皇時召伶官奏楽、 持盈公主往来宮中。 輔国常陰候其

> 居西内、 以自固。 貴達日近、 奏事官過朝謁、 隙而間之。上元元年、上皇嘗登長慶楼、 送持盈於玉真観、高力士等皆坐流竄 因持盈待客、 不為上皇左右所礼、 上皇令公主及如仙媛作主人。 乃奏云、 慮恩顧或衰、 南内有異謀。 与公主語。 乃潜画奇謀 矯詔移上皇 輔国起微賤、 剣南

をして主人と作さしむ。 に往来す。 Ø に異謀有り、 持盈客を待するに因りて、 ふるを慮り、 日近く、上皇の左右の礼する所と為らず、 めんとす。 (上皇時に伶官を召して楽を奏せしめ、持盈公主宮中 る。 持盈を玉真観に送り、 剣南の奏事官朝謁に過り、上皇公主及び如仙媛 上元元年、上皇嘗て長慶楼に登り、 輔国常に陰かに其の隙を候ひて之を間せし と。矯詔して上皇を移して西内に居らし 乃ち潜かに奇謀を画して以て自ら固 輔国微賤より起こり、 乃ち奏して云へらく、 高力士等皆坐して流竄せら 恩顧或は衰 貴達 公主と 南内 「くす。

る。 と言う。これらの記述によれば、 宗の起居を問うことを上表し、 西内に遠ざけ、 えを懼れ、 この事件が起こるやいなや、 剣南の奏事官の接待を口実に詔を偽り、 さらに関係の人物を退けたということにな 李輔国に憎まれて蓬州長史 顔真卿 李輔国が自 は百官を率い らの恩顧 上皇を て玄 0) 衰

起居。輔国悪之、奏貶蓬州長史。李輔国矯詔、遷玄宗居西宮、真卿乃首率百僚上表請問に左遷されている。『旧唐書』顔真卿伝は次のように記す。

む。) ことを請ふ。輔国之を悪み、奏して蓬州長史に貶せし真卿乃ち首として百僚を率ゐて上表して起居を問はん(李輔国矯詔し、玄宗を遷して西宮に居らしむるや、

したことが左遷の原因だったとしている。しかし、永泰二以て旨に忤ふも、…)」と述べ、刑部侍郎の立場から発言元の歳、秋八月哉生魄、猥自刑部侍郎、以言事忤旨、…(上一方、顔真卿自身は、その「鮮于氏離堆記」において、「上

蓋其所従来者、漸矣。自艱難之初、百姓尚未彫弊、太た疏「奏百官論事疏」では、年(七六六)、直諫の道をひらくことを訴え、代宗に奉っ

懼 走、 至於損寿。臣每思之、痛切心骨。 平之理、立可便致。 党項合集、 莫肯直言。 扇動却反。 又今相州敗散、 土賊至今為患。 大開三司、 属李輔国用権、 不安反側。 偽将更相驚恐、 東都陥没。 宰相専政、 逆賊散落、 先帝由此憂勤 因思明危 逓相姑 将士北

たのである。

(蓋し其の従りて来る所の者は、漸なり。艱難の初め

今相州敗散し、東都陥没す。先帝此に由りて憂勤し、将更相驚恐し、思明の危懼に因りて、扇動却反す。又中のにし、逓ひに相姑息し、肯へて直言する莫し。大いに三司を開くも、反側に安んぜず。逆賊散落し、将いに三司を開くも、反側に安んぜず。逆賊散落し、将どころに便ち致すべし。属李輔国権を用ゐ、宰相政をどころに便ち致すべし。属李輔国権を用ゐ、宰相政をといて、百姓は尚ほ未だ彫弊せず、太平の理、立ちよりして、百姓は尚ほ未だ彫弊せず、太平の理、立ちよりして、百姓は尚ほ未だ彫弊せず、太平の理、立ちよりして、百姓は尚ほ未だ彫弊せず、太平の理、立ち

相不可得也。(初めより此の事無し。吾が臂は截つべきも、かそうとしたものの、裴冕は、「初無此事。吾臂可截、宰刑部尚書を拝し、さらに宰相の位を冀い、僕射の裴冕を動当時、李輔国の専横はすさまじく、上元二年八月には

宰相 るという状態であ は得べ 3 また後に からざるなり。)」と述べ ったと言わ は 禁軍を掌握 れ る たという話も伝えら 制 勅 はすべて彼 から

出 れ

それ る称 図するものであるとすれば、 期 また顔真卿からすれば、 しても、 0) 高く評 たか 背後にあるものを見据えてい 者の発言ということになるであろう。 こうした状態を見据えていた顔真卿が は 美 ないこととなろう。 時代に迎合するもの かも李輔 の言辞が、 らであ 価し揮毫したとすれば、 すでに事件の発生か る E の専横が著しい時に制作されたとすれば 両京回復後すでに四年を経過したこの と考えることもできるであろう。 粛宗の不孝に対する批判のみを意 でし たとえ粛宗の不孝を批判するに 5 それは時代 、ると、 かなく、 それは彼が、 年あまりが この頃によって判断 顔真卿 0 「大唐中興頌」 本質を見てい 経過しており、 元結もまたそ の立場とは 单 を 剕 な

=

は、 七五 示 す 両 安史の 0) 京 は [1] 復 に著され 乱が起こり 後 大唐 0) 政 中 た 治 鱦 状 頌 時 況 cg. 議 が 15 T) て両京が回復され、 書 対する か 編で れ 元 あ る 結 3 年 0) 認 前 時 識 0) 議 を端 乾 それ 元 以降 年 的

> T 乾 元二年に至るまでの時勢につい る。 -編のうち、 上編は次のような て、 規諫 作品 の論が であ 展 開 され

命。 臨敵将士、 河南州県。 及渭西。 以数騎、 計 之徒在四方者、 漢 時之議者或相問曰、 今所在盗賊 西抵秦塞、 時之兵、 僅至霊 曾不踰時、 多喜奔散。 今河北隴陰、 北尽幽 武 可謂強矣。 幾百余万。 **屢犯州県**。 竟摧堅鋭、 引聚余弱、 都。 往年逆乱之兵、 今賢士君子、 姦逆尚余。 当時人心、 今趙衛之疆、 如屯守二京、 今天下 復両 憑陵強寇。 不求任 -百姓、 京 今山谷江湖、 東窮 已不固矣。 逃降逆類 悉為盗有、 従衛魁帥 使 咸転 江海、 頓軍岐陽 流 稍多亡 天子独 南 悉収 凶 極 今 不 勇 淮

財用、 廷、 今日禁制 天子往在霊武、 豈天子能以危求 rfr. 人思任 而百姓不亡、 而無亡命、 使、 至于鳳翔。 何 安、 哉。 無今日封賞、 無今日威令、 豈天子能以 而忍以未安忘危。 無今日兵革、 而将 弱 而 土不 制 盗賊不起 強 散 而 不能 能 無今日 勝敵、 無今日 強 朝 無 制

人権 恨陵廟為凶逆傷汚、 弱制 害 畤 位 之議者或相 驚惶聖躬 強 以 īffi 危求安。 不 疑 対日 動息無所。 渇聞 怨憤上皇忽南幸巴蜀、 此 今天子重城深宫 思 非難言。 直 是以 過 勤労不辞 甚易言矣。 則 富 改 燕私 親撫土 如 哀傷宗戚 而 此 天子往 居 以能 冕旒 多見 年悲

誅

以

弱

事 庶官 継而 強制弱、 喜荷帝恩、 有良馬、 凊 im 無大小、 州県を収む。 農 を摧き、 頓するや、 武に至り、 人心、已に固ならず。 こときは計らず。当時の兵、 幾ど百余万たり。 **盗の有するところと為り、** 秦塞に抵り、 東のかた江海を窮め、 有 の議する者或は相問ひて日はく、 纓佩 皆権位爵賞、名実之外、 軍 朝 国機務、 忍以未安忘危。 宮有美女。 皆若霊武、 諧臣戲官、 廷歌頌盛徳大業、四方貢賦尤異品物。 而朝。 両京を復し、 咸転た流亡す。 余弱を引聚し、 師渭西に及ぶ。 今河北隴陰、 北は幽都を尽くす。今趙衛の疆は、 今所在の盗賊 参詳 太官具味、 二京に屯守し、 興服礼物、 何寇盜強弱可言。 怡愉天顔。 ifio 天子独り数騎を以て、 逆類を逃降せしめ、 南のかた淮漢を極め、 若天子能視今日之安如霊武之危 進 今敵に臨むの将士、 当時 凶勇の徒四方に在る者は、 姦逆尚は余る。 曾ち時を踰えず、 強寇に憑陵す。 万姓 自已過望。 強しと謂ふべし。 日月以備、 屢州 而文武大臣、 疾苦、 而食、 魁帥に従衛する者の 県を犯す。 往年逆乱 当天下日無事矣 時或 太常修楽 此所以不能以 休符佳瑞 悉く河南 今山谷江湖 軍を岐陽に 不聞 僅かに 至於公卿 公族姻 多く奔散 竟に堅鋭 西のかた 今天下 当時の の兵、 悉く 和 而 戚 0 相 廐 茜

百

纓佩して朝す。

太官味を具 声を和して聴く。

時に当たりて食らひ、 軍国の機務は、

太常楽を修め、

するを喜ぶ。 今賢士君子、 任使するを求めず。

日の威令無くして、 して能く敵に勝ち、 天子往に霊武に在り、 豊に天子能く弱を以て強を制するも、 百姓亡せず、今日の封賞無くして、将士散ぜず、 忍びて未だ安んぜざるを以て危を忘れんや 盗賊起こらず、今日の財用無くし 今日の 人任使せんことを思ふは、 鳳翔に至る。 禁制無くして亡命無く、 今日の兵 強を以て弱 革無く 何ぞ 今

非ず。 以なり。 は、 خې 7 聞くに渇し、 士卒を撫し、 息所無きに驚惶す。是を以て勤労して辞せず、 怨憤し、宗戚の多く誅害せらるるを哀傷し、 らるるを悲恨し、 むれども、 を制する能はざらんや。豈に天子能く危を以て安を求 今日の朝廷無くして、 時 能く弱を以て強を制し、 の議する者或は相対へて日はく、 甚だ言ひ易し。 今天子重城深宮に、 過てば則ち改むるを喜ぶ。 人に権位を与へ、 上皇の忽ち南のかた巴蜀に幸するを 天子往年陵廟凶 燕私して居り、 危を以て安きを求むる所 信じて疑はず、 此れ言ひ難きに 「逆の為に傷汚せ 此くのごとき 冕旒清晨 聖躬の動 忠直を 親しく

武の危きがごとくし、事大小と無く、皆霊武のごとく るる所以なり。若し天子能く今日の安きを視ること霊 を制する能はず、忍びて未だ安んぜざるを以て危を忘 名実の外にして、自ら已に望に過ぐ。此れ強を以て弱 を荷ふを喜び、諧臣戯官は、天顔を怡愉せしむ。 頌し、四方は尤異の品物を貢賦す。公族姻戚は、 良馬有り、 て文武の大臣より、 して進め、 休符佳瑞は、 宮に美女有り。 万姓の疾苦は、 相継ぎて有り。 公卿庶官に至るまで、皆権位爵賞 輿服礼物は、 時或は聞せず。而して廐に 朝廷は盛徳大業を歌 日月以て備は 而し 帝恩

臣が心を一つにし、その結果として成し遂げられた両京の かつて霊武において倦むことなく中興を期していた頃を思 言葉ばかりが献じられ、 述べる。さらに現在は上下が安逸に流れ、盛徳を称える すら善政に努めたことが中興をもたらした所以であったと わち人々が心を一つにし、粛宗も両京の回復を願い、 い起こすよう訴える元結は、 いまだ世界は安泰ではないのに、危機を忘れているとする。 この上編において、元結は、安史の乱当初の状況、 賞罰も当を失している時代であり、 安史の乱の中で唐の興復に君 すな ひた

こうした対比をふまえると、「大唐中興頌」が

「時議」

と「大唐中興頌」とを比較すると、その内容に明らかな対 回復に国家再興のイメージを見ているのである。 ところで今、上元二年の時代状況及びこの「時議」 上篇

応が見られることに気づく。

(七六一) 八月は、上皇の西台移居からすでに一年あまり 上述のように、「大唐中興頌」が書かれた上元二年

らに、 う当を失した優賞の現状と対比することができる。 安史の乱前の李林甫、楊国忠が国権を弄んだ頃を彷彿とさ 皆権位爵賞、 中興頌」の部分は、「文武の大臣より、公卿庶官に至るまで に囲まれて君臣が安逸に流れている現状が述べられる。 議」上篇では続けて粛宗が宮城深くにおり、「諧臣戯官」 逃降せしめ、悉く河南の州県を収む。」に相当するが、「時 曾て時を踰えず、 粛宗が両京を回復したという「大唐中興頌」の記述は 臣姦驕し せるものとなっていた。それは、「大唐中興頌」に言う、「孽 が経過し、この間の宦官李輔国の専横は甚だしく、時代は 議」上篇の「天子独り数騎を以て、僅かに霊武に至り、… 両京回復後の賞罰が宜しきを得ていたとする「大唐 **惛を為し妖を為す」という表現に重なる。** 名実の外にして、自ら已に望に過ぐ。」とい 竟に堅鋭を摧き、両京を復し、

無かるべし、と。

せば、

何の寇盜の強弱か言ふべけんや。当に天下日事

上篇にいう「盛徳大業を歌頌」する、 時代に迎合した皮相 非不方于今

興を称美することにより、それと対置される現実を浮かび な言辞と同一ではなかったとすれば、それは、 かつての中

上がらせ、李輔国のごとき奸臣を除き、

両京回復の時を想

蛇頌 均蛇

することができそうである。 しかし元結において、頌という様式、頌するという行為

起し、

賞罰が当を得るように訴える規諫の作であると理解

はこうした表出を可能とするものであったのだろうか。

四

込められていないとすることはできない。 されており、頌という文体を根拠として一概に諷諫の意が れないものであったが、後には風刺の意を寓する作品も著 頌は、 本来は神明に告するものであり、 元結において頌 風刺の意は含ま

のであったのか。 彼に「虎蛇頌」と題する頌がある。

という文体、

頌するということはどのような意味を持つも

虎頌

王虎

虎頌 王虎

猗

将何与方

方古太王

古の太王に方べ

将た何れか与に方べん

今に方べざるには

今や恵譲

王虎の心に如かざればなり 蛇頌

不如王虎之心 今也恵譲

猗 均蛇

猗

将た何れか与に儔たらん

古の延州に傷たり

時や順言 時に儔とせざるに非ず

非不儔于時

儔古延州 将何与儔

時也順譲

均蛇の為に如かざれば

なり

不如均蛇之為

元結は、

ている。この頃はその時期に制作されたものである。 天宝十五載、 族を率いて猗玕洞に難を避け

是均蛇之林。居之三月、 賢士。然哉、猗玗子奪其宮、王虎去而不回 始知王虎如古君子、 始知均蛇如古 猗玕子侵其林

· 猗玕子逃乱在砸。南人云、猗玗洞中是王虎之宫、中砸之陰。

可作頌矣。

均蛇去而不帰。借順恵譲、

(猗玕子乱を逃れて碣に在り。南人云へらく、

猗玕洞中は

之に居ること三月、 是れ王虎の宮にして、 始めて王虎は古の君子のごときを知り、 中碣の陰は、是れ均蛇の林なり、と。

始めて均蛇は古の賢士のごときを知る。 然らんかな、 猗玕子其の林を

王虎は去りて回らず、

序に

(47)

当代の人々が失ってしまった「順譲」、「恵譲」といった価に入り込んだため彼らは姿を隠したと考え、王虎と均蛇にろであった。ところが元結が洞に入り込んで三か月、王虎し。」とあるのによれば、この洞は王虎と均蛇の住むとこし。」とあるのによれば、この洞は王虎と均蛇の住むとこく。

といった価値を賦与し、称美するのである。といった価値を賦与し、称等するのである。一意譲」や「順譲」がされ、古の古公亶父や季札に比肩する「恵譲」や「順譲」のされ、古の古公亶父や季札は、位を譲られようとしたが、 ちいった価値を賦与し、 一族の者を引き連れ豳の地を 古公亶父は、 匈奴や戎狄が侵入して財物を望んだ時、 そ 古公亶父は、 匈奴や戎狄が侵入して財物を望んだ時、 そ

識せざるを得ない。対象を称美することによって却って現実が対置されており、読者はこの頌を通してその現実を認「順譲」「恵譲」を失い、安史の乱によって混乱を極める現之心」「時也順譲、不如均蛇之為」という句が示すように、しかしこの頌においては、同時に「今也恵譲、不如王虎しかしこの頌においては、同時に「今也恵譲、不如王虎

しているのである。実を際だたせた「虎蛇頌」は、ここに諷諭の作として成立

た族兄元徳秀の墓表である。 とができる。「元魯県墓表」は、 こうした表現の形は、例えば 室宇千柱、家童百指之徒也哉。未嘗皂布帛而衣、 畝之地、十尺之舎、十歳之童。 辞而便色。不頌之、 不頌之、何以戒荒淫侈靡之徒也哉。未嘗求足而 而食。不頌之、何以戒綺紈粱肉之徒也哉。 嗚呼、 元大夫生六十余年而卒。未嘗識婦人而 何以戒貪猥侫媚之徒也哉。 この中に、 「元魯県墓表」にも見るこ 不頌之、 元結に大きな影響を与え 何以戒占田千夫 言利、 視錦 具五味 繍

古の太王(古公亶父)のようであると言い、均蛇は古の延値を賦与し、この頌を制作したのである。頌では、王虎は

(季札) のともがらであると称えられている。

ば、 の地、 ば、 利を言ひ、辞を荷にして色を便にせず。 めんや。 以て荒淫侈靡の徒を戒めんや。未だ嘗て足るを求めて 嘗て婦人を識りて錦繍を視ず。之を頌せずんば、 (嗚呼、元大夫は生まれて六十余年にして卒す。 之を頌せずんば、 何を以て貪猥侫媚の徒を戒めんや。 何を以て占田千夫、 十尺の舎、 未だ嘗て布帛を包して衣、 十歳の童に主たらず。 何を以て綺紈粱肉の徒を戒めん 室宇千柱、家童百指の徒を戒 五味を具へて食は 之を頌せずん 未だ嘗て十畝 之を頌せずん 何を 未だ

もなる。これが元結における頌という行為の意味であった。のである。頌するということが同時に世俗に対する規諫ととによって、彼に対比される人々、世俗を戒めようというず、已が利をはかることなく、阿諛追従せず、富貴を願わず、己が利をはかることなく、阿諛追従せず、富貴を願わせいう表現が見られる。一生独身で過ごし、華美を求め

おわりに

「大唐中興頌」の根底に、称美する対象への感動がある「大唐中興頌」の根底に、称美する対象への感動がある「大唐中興頌」の根底に、称美されるべきものであった。しかし、元にする様式として位置づけられていた。「虎蛇頌」においては「恵譲」や「順譲」を失った現実が、「大唐中興頌」においては「恵譲」や「順譲」を失った現実が、「大唐中興頌」においては「恵譲」や「順譲」を失った現実が、それぞれ浮かびては「恵譲」や「規譲」を持つである。

の盛徳に感動し、それを称えるとともに、李国輔のごときのではなく、両京の回復という大業とそれを成し得た粛宗中興の精神を鼓舞するといった目的のために制作されたも「大唐中興頌」は、単に粛宗の不孝を指弾するためや、

に思われる。 はじめてこの頌を揮毫した顔真卿の思いも理解できるようとができるであろう。そしてこのように読むことによって、させる意図を含んで書かれた規諫の作として解釈するこ奸臣を除き、賞罰を正し、粛宗に中興の時の心を思い起こ

論じたい。 に刻まれることとなる。このことについては、稿を改めて「大唐中興頌」は、末九句を加えられ、後に浯渓の摩崖

一九八六)(1) 李建崑『元次山之生平及其文学』(台湾商務印書館

注

明治書院 一九六二)

(正編)

下』(新釈漢文大系

一八

治書院 一九六三) (3) 星川清孝『古文真宝(後集)』(新釈漢文大系 一六 明

一九九四) (4)孫望·郁賢皓主編『唐代文選』(江蘇古籍出版

社

(5) 楊承祖『元結研究』(国立編訳館主編出版 二〇〇二)

(千葉大学)